

第7回茂原市学校再編審議会 会議概要

- 1 日 時 令和7年8月5日（火） 15時7分～16時50分
- 2 場 所 茂原市役所 9階 901・902 会議室
- 3 出席委員 7名
中村会長、中田副会長、古作委員、澤本委員、白土委員、
中山委員、山本委員
- 4 出席職員 10名
教育長 富田 浩明
教育部長 佐久間 尉介
教育部次長（教育総務課長） 新木 和敏
学校教育課長 佐藤 千秋
学校教育課主幹 鵜澤 徹
教育総務課長補佐 江川 卓也
教育総務課学校再編推進室長 山田 晃義
教育総務課学校再編推進室 渡辺 竜太
教育総務課学校再編推進室 根本 亮子
教育総務課学校再編推進室 古市 利行
- 5 傍聴者 2名

会議内容（進行：江川）

- 1 開会
茂原市学校再編審議会条例第6条第2項に基づき、出席委員は半数以上であり、会議は成立した。
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
(1) 次期学校再編基本計画の骨子（案）について

条例第6条第1項の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

(議長) それでは、議題を進めてまいります。議題の（1）次期学校再編基本計画の骨子（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料1をお手元にご用意ください。「次期学校再編基本計画の骨子（案）について」です。1ページは骨子案の組立てということで、骨子案の全体像を見ていただくために、目次のような形式として表示をさせていただきました。この骨子案は、現行の基本計画から引き継ぐべき事項は引き継いだ上で、今回の一連の審議会で審議された事項を合わせた形で組み立てています。上から順に見ていきますと、1. これまでの学校再編の取組と今後の状況についてでは、これまでの取組ではどのような結果が得られたのか、そして、今後はどうしていくのかというこ

とをまとめています。次に、2. 学校再編の考え方についてでは、(1) 教育環境の充実を最優先、(2) 再編にあたっての配慮、を2本柱として、考え方をまとめています。次に、3. 学校再編の基本方針についてでは、(1) 協働的な学びのための教育環境、(2) 地域協働による学校再編、(3) 教育施設等の充実、を3本柱として、基本方針をまとめています。次に、4. 学校規模ごとの基本的な方向性についてでは、これまでは「適正規模」を学校再編の指標としていたところ、今後、多くの学校で小規模化が見込まれている状況から、新たな指標として「許容できる児童生徒数の下限」を設定すること。また、これに伴って(1) 小学校、(2) 中学校、それぞれにおける統廃合の検討段階を示しました。次に、5. 学校再編の進め方についてでは、(1) 地域協働による取組、(2) 中学校区を枠組みとした地域懇談会、(3) 合意に基づく実施計画、ということで、新たに取り入れていく地域協働の仕組みについてまとめています。次に、6. 通学区域(学区)の検討についてでは、通学区域の検討は、学校再編とも関連する課題であることから、地域協働の中で検討していくことをまとめています。最後に、7. その他(審議会からの要望事項について)では、骨子としてまとめた以外に、審議会の中で挙げられた特に配慮を要する意見について、審議会から要望するものとしてまとめました。骨子案の全体像は、以上のとおりでございます。

続きまして、骨子案の中身に入ってまいります。2ページをご覧ください。1. これまでの学校再編の取組と今後の状況についてです。平成29年3月に策定された「茂原市学校再編基本計画」に基づいた9年間の取組により、統合を行った学校では一定の集団規模を確保することで、新たな人間関係を作り上げる力の育成や、多様な考えに触れ、互いに切磋琢磨する環境を確保することができました。また、統合に合わせた学校施設の大規模改修やスクールバスの導入などにより、子供たちが安心して学校生活を送ることができるように環境の整備が行われました。本納小学校と本納中学校では、施設一体型の利点を活かし、小学校と中学校の教員による相互乗り入れ授業や小学生と中学生の交流活動など、小中一貫教育の効果的な実施により、子供たちの学びの質の向上が図られました。一方、令和7年度をもって当該基本計画の計画期間が満了となるなか、少子化等の影響により、今後も多くの学校で小規模化が進むことが見込まれています。現在、小規模となっている学校では、小規模校ならではの長を生かしつつ、その課題を最小化するよう工夫して学校運営が行われています。今後の学校再編においては、これまでの取組や本市が実施している中学校区を単位とした小中一貫教育等を踏まえ、国が推進する「令和の日本型学校教育」の実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくことで、現代の学校教育に求められる教育環境を確保する取組を継続していく必要があります。以上のようにまとめてございます。

次に、3ページをご覧ください。2. 学校再編の考え方についてです。審議会では、これまでの学校再編の取組を踏まえ、これまでも学校再編の基礎としていた「児童生徒の教育環境が最優先で、そのうえで地域や住民等に及ぼす影響について配慮が必要」との考え方を次期基本計画においても継承することとします。そして、今後は1学年あたり1学級といった学校が増えていく状況を考慮して、充実した学びを展開するために必要となる人数規模や、学校再編の検討にあたって保護者や地域住民等との連携を一層重視する観点から、学校再編の主な考え方を、以下のようにまとめました。

(1) 教育環境の充実を最優先

- ・協働的な学びの充実を図ることができる環境の確保
- ・子供の発達段階等を考慮した検討
- ・通学に対する配慮(通学手段、通学距離、通学路の安全性)

- ・通学区域（学区）の検討
- ・小中一貫教育を推進する環境の整備
- （２）再編にあたっての配慮
- ・地域協働の考え方を重視
- ・学校再編に関する情報の発信、提供
- ・環境の変化に対する適切な緩和策の実施
- ・学校の施設、設備の充実
- ・跡地活用等に関する市長部局との連携
- ・市行政の方向性との整合

以上のようにまとめてございます。

次に、４ページをご覧ください。３．学校再編の基本方針についてです。本市の小中学校の現状や今後の児童生徒数の推計、学校再編の考え方を踏まえ、基本方針を以下のようにまとめました。

（１）協働的な学びのための教育環境

- ・子供たちが、将来に必要な資質や能力を身に付けることができるよう、集団の中で多様な考えに触れ、協働的な学びの充実を図ることができる教育環境の確保を目指す。

- ・学校規模の適正化にあたっては、各学校では、その規模に応じて学校運営を工夫していることを考慮し、それぞれの学校や地域の状況等を総合的に検討する。

（２）地域協働による学校再編

- ・学校再編のプロセスに地域協働の考え方を導入し、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、学校の目標やビジョン及び学校を取り巻く課題等を共有したうえで、学校再編の検討を進める。

- ・学校規模の状況、学校が抱える課題への対応策や教育の活性化等について、平常時から定期的に懇談する場を設ける。

- ・小中一貫教育の推進を踏まえ、中学校区を基本とした枠組みで、学校再編や通学区域（学区）の検討を行う。

（３）教育施設等の充実

- ・児童生徒が安心して学習できるよう、統合校の施設・設備の改修に努める。

- ・再編により通学が遠距離になる児童生徒に対しては、スクールバスの導入など、通学手段を確保する。

- ・新しく通学路となる箇所を把握し、必要な整備を行うなど、通学における安全性を確保する。

- ・小中一貫教育の効果的な推進により、各学校や地域における教育力向上に努める。

以上のようにまとめてございます。

次に、５ページをご覧ください。４．学校規模ごとの基本的な方向性についてです。平成 27 年 3 月に市教育委員会が定めた小中学校の「適正規模」は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえて設定された学級規模です。学校では教育環境をより良くするために一定の規模を確保することが望ましいことから、現行の基本計画では、この「適正規模」を学校再編の“指標”としています。しかしながら、今後、多くの学校で小規模化が見込まれている状況にあつては、今後の児童生徒数の見込みに加えて、学校運営の状況、地域との関係、学校の適正配置等を総合的に判断し、検討していくことが必要となります。そのような状況においても、過度に小規模化することは望ましいものではなく、子供たちの学びの充実を図ることができる教育環境を確保するため、適切な時期に学校再編に取り組むことができるよう、“新たな指標”と

して、「許容できる児童生徒数の下限」を設定するものとします。この「許容できる児童生徒数の下限」は、現代の学校教育の視点、子供の発達段階の特性等の視点、学校運営の視点、市民アンケート調査の結果等から総合的に判断して設定したものです。なお、複式学級については、教育上の課題が極めて大きいことから、これまで同様、速やかな統廃合が望ましいことには変わりはありません。許容できる児童生徒数の下限につきましては、記載のとおり表にして表示をいたしました。小学校の許容できる児童数の下限は、各学年1学級で、1学級15人程度（全校児童90人程度）、中学校の許容できる生徒数の下限は、各学年2学級で、全教科で教員を配置できる規模を目安とする。このようにまとめさせていただきました。

次に、6ページをご覧ください。以上のことを踏まえ、原則として以下のとおりとします。（1）小学校ですが、表の左側に全体の学級数・児童数、右側に基本的な方向性を示しています。1～5学級では、複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。6学級で学級15人未満（全校90人未満）では、統廃合を検討する。6学級で学級15人以上（全校90人以上）では、学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。7～11学級では、学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。12学級以上では、適正規模以上となりますので、学校再編の方向性はありませんので、斜線としています。

（2）中学校ですが、表の左側に全体の学級数、右側に基本的な方向性を表示しています。1～2学級では、複式学級の解消のために、速やかに統廃合を検討する。3～5学級では、クラス替えができず、教員を配置できない教科があるため、統廃合を検討する。6～8学級では、教職員の配置や学校運営の状況を確認し、課題解消の手立てや支援策を検討する。課題が大きい場合には、統廃合を検討する。9学級以上では、適正規模以上となりますので、学校再編の方向性はありませんので、斜線としています。以上のように、とりまとめたところでございます。

次に、7ページをご覧ください。5. 学校再編の進め方についてです。近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、学校が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいます。このような状況下での課題解決にあたっては、地域住民等との連携・協働により対応することが推奨されています。このことから、学校再編の取組に地域協働の考え方を導入し、学校関係者が学校を取り巻く状況や課題などについて、定期的に懇談を行う中で、学校再編の適否や小規模化の課題解決に向けた支援策等を検討していくような仕組みを構築することが望まれます。そして、この地域協働の仕組みにより、保護者・地域住民等と学校が一体となって、「どのような学校で、どのような子供を育てていくのか」という学校の目標やビジョンを共有し、地域と一体となった学校づくりを進めていくことで、学校が統合した後においても、地域で学校を見守っていく体制が維持・強化されるものと考えます。ついては、今後は以下のようにして、具体的な学校再編の検討・立案を進めるものとします。

（1）地域協働による取組

・学校再編の検討にあたっては、市教育委員会と保護者・地域住民等とが、それぞれの役割及び責務のもと、十分な協議と理解に基づき合意形成を図っていく、“地域協働”によって取り組む。

（2）中学校区を枠組みとした地域懇談会

・中学校区を枠組みとした地域懇談会を定期的に開催し、学校関係者が学校の目標やビジョンを共有し、学校が抱える課題への対応策・支援策の検討や、小規模校における教育の充実方策等について懇談できる場を設ける。

（3）合意に基づく実施計画

・地域懇談会の中で、学校統合が必要と判断された際には、地域の検討会議等による合意を経て「実施計画」を策定する。

以上のようにまとめてございます。

次に、8ページをご覧ください。6. 通学区域（学区）の検討についてです。本市の学区編成には、小学校から中学校に進学する際に、複数の中学校に分かれる小学校があります。このような状況は、小・中学校の円滑な接続や、小中一貫教育の推進の観点から望ましい形ではないことから、学校再編の取組と併せて検討していく必要があります。通学区域（学区）の検討にあたっては、従来の学区が変更になることで、児童生徒の通学条件に新たな課題が生じる可能性があることや、地域コミュニティのつながりが分断されることがないように配慮する必要があるなど、それぞれの地域に存する多様かつ複雑な課題やニーズに対応していく必要があります。また、児童生徒数の推計では、今後、多くの学校で児童生徒の減少が見込まれており、このような状況下において、学校の小規模化の解消のみを目的として学区の見直しを行うことは、学校規模の平準化を図ることはできるものの、長期的な視点でみると、複数の学校が小規模化してしまう懸念があることにも十分な留意が必要です。このことから、通学区域（学区）についても、地域協働による十分な協議と理解の中で検討していくことが望ましいと考えます。以上のようにまとめてございます。

次に、7. その他（審議会からの要望事項について）です。これまでの審議を踏まえ、次期学校再編基本計画の骨子以外に本市の学校教育等に関して、以下のとおり、要望することとします。

・地域協働による取組を進めるにあたっては、教職員の負担が増加することがないように留意すること。また、地域協働の仕組みが定着するよう努めること。

・学童クラブの充実など、地域における子育て支援策の推進について、関係機関と連携を図ること。なお、統合校においては児童生徒数が増加することから、特に留意すること。

以上のようにまとめさせていただきました。

骨子案の中身は以上のとおりでございます。最初にも申し上げましたが、この骨子案は、現行の基本計画から引き継ぐべき事項は引き継いだ上で、今回の一連の審議会で審議された事項を合わせた形で組み立てています。これまで6回にわたる審議会の審議結果から漏れの無いようにまとめたつもりでございますが、この骨子案が次期基本計画の骨組みとなりますので、皆様の視点で最終的な審議をお願いできればと存じます。

また、本日欠席の委員2名から議題についてのご意見を承っておりますので、ここで報告をさせていただきます。

まず、1人目の委員からは、2点のご意見をいただきました。1点目は、資料8ページの通学区域（学区）の検討についてです。1つの小学校から別々の中学校に進学する課題は、小中一貫教育の推進に力を入れ始めてから顕著になっています。学校再編とは切り離して、検討していくべき課題として捉える必要があるように感じています。とのご意見をいただきました。2点目は、資料5～6ページの学校規模ごとの基本的な方向性についてです。今回、許容できる児童生徒数の下限を設定しましたが、その下限の規模になったときに検討を始めるでは遅いので、対応が遅くならないように予めある程度の想定に基づく対応を協議しておく必要があるように思いました。とのご意見をいただきました。

次に、2人目の委員からのご意見です。次期基本計画の骨子案については、学校が地域コミュニティの中心となる施設であることを踏まえながらも、最も大切なことは、そこに通う子供たちにとって、どのような状況がベストなのか、という点に重点を置くことが大切であると思えます。とのご意見をいただきました。

事前にいただいたご意見は以上でございます。それでは審議をお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

- (議 長) はい。ありがとうございました。それでは、最終的なこれまでの議論のまとめの資料ですので、大体話し合った内容が盛り込まれているように思いますけれども、最終確認して参りたいと思います。それでは、2ページ目、3ページ目ですね。2ページ目については、これまでの取り組みと今後の状況ということで、この内容でいいかと存じますけれど、2ページ目、3ページ目で何かご意見のある委員がいらっしゃれば、ご意見をいただきたいと思います。

《特段の意見なし》

- (議 長) では、2ページ目、3ページ目について、よろしいですか。令和7年度で今使っている基本計画の計画期間が満了ということで、来年度から、新しい計画になるための答申ということで、かなり、基準だとか、再編の考え方とか、新しいものが含まれていると思います。もし、皆様からご意見なければ、2ページ目、3ページ目はこれで決定したいと思います。よろしいですか。

《出席委員の頷きあり》

- (議 長) それでは続いて、4ページ目、5ページ目ですね。これも今までの中になかった、新たな視点、そして、新たな規模の方向性ということであります。何かご意見はありますか。

- (委員A) はい。4ページ目の3. (2) 「小中一貫教育の推進を踏まえ・・・」とあるが、学校再編をするときに小中一貫校が基となるのか。小中一貫校を考えて、それができなければ、小学校なら小学校の再編をするというようなニュアンスでいいのですか。それとも、小学校の再編と小中一貫校も並行に考えてやる。そういう考えでいいのですか。どちらのプライオリティが高いのですか。小中一貫校ができなければ、小学校だけの学校再編をするというようなニュアンスだと思うが、いかがですか。

- (事務局) まず、小中一貫教育についてですが、茂原市においては中学校区単位で小中一貫教育を実施しています。その中で、本納地区については、本納小学校は本納中学校と施設一体、同じ場所にある形の小中一貫教育が行われています。例えば、南中学校区であれば、鶴枝小学校や中の島小学校など、実際に距離が離れていますけれども、距離が離れている中でも、小中一貫教育を行っています。これが、茂原市の小中一貫教育の現状になります。施設一体としての小中一貫校を今後進めていくのか、という問いですか。

- (委員A) 小中一貫校を考えて、それで上手くいかなければ、小学校なら小学校だけの学校再編をやるのか、それとも、小中一貫校と小学校だけの学校再編が並行に考えてやるのか、その優先度、プライオリティはどのようなのですか。

- (事務局) 優先度というところは、現段階というか学校再編基本計画を作る段階では、定まっておりますが、今後、地域協働というやり方で、皆様と地域で話していくなかで、どういった話になる、というところもあります。また、適切に一貫校が造り上げられる立地条件があるのか、などもありますので、その辺を総合的に皆さ

んと話し合いながら進めていくものになろうかと思います。

(委員 A) 私もそう思ってるんだけど、まず地域で学校再編をやる場合には、小中一貫校について、いろいろ議論して、それでだめなら別の学校再編の基本方針を出していけば、地域と協働で上手くいくのではないかと考えています。茂原市では、学校再編について、小中一貫校を優先してやるんだというスタンスなのですか。そうでないなら、基本方針の中に入れていかないと、なかなか小中一貫校が上手くいかない、曖昧になるのではないかという気がしています。

(事務局) 委員からお話のあった小中一貫校については、本納小・中学校をイメージされていると思うが、先ほど、お話をさせていただいたように、距離が離れている学校同士でも小中一貫教育というものは続けております。小中一貫教育というものは、学校の統廃合に関わらず今後も継続して参ります。ですから、上手くいく、いかないとは別の話とさせていただければと思います。統廃合については、地域、地元の皆様とお話をしながら、どういった形がいいのかをそこで結論を出していく。ですから、小中一貫が上手くいく、いかないというところは別ものと考えていただければ。仮に統廃合がなくなったとして、地域の中でよくないだろうとか、或いは、人数も増えてきたから統廃合しなくてもいいだろうという結論が出たとしても、小中一貫教育というものは継続していきます。

(議 長) 茂原市の基本方針として、中学校を基本として小中一貫教育を推進していくというものがあります。統合する場合に、中学校 1 校に対して統合すると小学校の 1 校になるような場合において、それだったら、施設一体型の小中一貫校を設置しようというような議論があることもあり得る、という考え方になろうかと思います。

(事務局) 地域の中から、そういったお話が出てくることも十分考えられます。ただ、その際には、いろんな課題等があるかと思いますので、そこでお話をさせていただければと思います。

(議 長) 基本は小中一貫教育の推進ということを考えていると。

(議 長) 他に何かありますか。

(委員 B) この会議とずれてしまうかもしれないが、ある中学校で不登校が 10 名くらいいます。こういうのが原因で、再編で、そういう理由とされ、いきたくないとか、統合はいやだとかいう状況下というのは、教育委員会では何か考えがありますか。

(事務局) 実際の問題として、今、B 委員がおっしゃるように、各学校で不登校といわれるような児童生徒が増えてきているというのは、現状として把握してございます。しかしながら、その不登校ということが、何に起因にしているかといいますと、さまざまな要因から、不登校に陥っているというのをこちらの方では、把握してございます。一概に統廃合すること、あるいは、学校が変わるということで、それをもとにして、不登校になるかどうかというところまでは、まだ押さえているわけではないですが、統廃合等々が、この先に進んでいくにあたって、今、委員がおっしゃったようなことが原因として、不登校に陥ることがないように学校現場でいろいろと指導、或いは、配慮していきたい事案だということで認識しております。

(委員 B) 街中の中学校でさえ、家庭環境なのか、いまいち理由はわからないけれども、10 数名いるのを聞いていて、先生方が一生懸命やっているんだろうけども、ほとんど家庭環境で出てくるのではないかと思うんだけど。そうすると、学校再編ということで、合併するところが出てくる。そうすると、友達と学校が全然違うところに外れてしまう。最初は良いんだけど、そのうち遠くなってしまうたり、嫌になってしまったり、そういう可能性がある。みんな喜んで通ってくれていればいいんだけど。元々の学校はいいんだけど、合併された側のお子さんたちのケアなんかをいろいろと考えていただけないかと思います。すべてが万全とはいえないかもしれないが、よろしくお願いします。それから、先ほど説明いただき、文面にも載っているが、統合された学校の敷地・施設等の再活用、有効活用について、せっかく大きい建物が廃墟ではもったいないので、市としていい案を考えていただきたい。運動場は、広くていろいろな施設で活用性があるかもわからないが、校舎の活用について良い案があればと思う。保田小学校のような道の駅として素晴らしい活用がされている例があるので、参考にしながらいいようになればと思います。

(議長) 不登校の問題については、本市に限らず全国的にある状況で、ひとつ有効的な方法として、茂原市も挙げておりますけれども、小中一貫教育の推進。つまり、小学校から中学校に不登校が増えてしまう、そこを小学校と中学校の連携の中で防いでいこうと。そして、もうひとつは、統合する際には、そういった事態が起こらないように統合校同士の児童生徒の交流だったり、そういったものを積極的に行っていくような取組が不登校防止には有効かと思いますので、参考にさせていただければと思います。もう一点、跡地利用の件について、これはこの答申に盛り込むことがいいのか、それとも基本計画の中で、市の方でじっくり検討していただいて跡地利用を充実していくような、地域の拠点として残していくとか。そういったことを盛り込んでいくのがいいのか。そこは市の方の結論にお任せしたいと思います。

(事務局) B 委員のご質問に関連しまして、3 ページ、2. (2) 再編にあたっての配慮の中に、「環境の変化に対する適切な緩和策の実施」という項目を入れてございます。これは、先ほど B 委員がおっしゃられたような不登校にならないように、ということを含んでいまして、この中身は、例えば統合する時に、統合前の教職員が、そのままできるだけ多く統合校の方にも、異動できるような働きかけを市の教育委員から県の教委員会にしていくことですか、先ほど会長もおっしゃられた交流事業ですね。統合前から、それぞれの学校の統合後に一緒になる子供たちが交流するような授業をやっていく。それから、統合前から、日頃から統合は、怖いものじゃないんですよという、以前、D 委員がおっしゃられておりましたけれども、そういった日頃からの地域への情報提携もしていくというところで、こちらのところに踏まえて、入れ込んであります。そして、その 2 つ下に「跡地利活用等に関する市長部局との連携」というところが、まさに跡地の利活用のところになるかと思いますので、こちらの方は、市長部局の方と十分に連携して、進めていきたいと思っております。

(議長) ありがとうございます。他に何かありますか。

(委員 C) 5 ページに小中学校の許容できる児童数の下限がありますけれども、小学校が「各学年 1 学級で、1 学級 15 人程度」となっていますが、中学校は、「各学年

2学級」。これは返りますと、保護者にかなり適切なアンケートを行いまして、だいたい想定通りの結果が出てきておりますので、アンケート結果を尊重して、中学校はクラス替えができるというふうなことが、一番、最大の得票だと思います。そのうえで、このようになっていると。ここも、一学級何人まで許容できるんだっていうことを、入れた方が、後々わかりやすい。誤解を生まないんじゃないかと思いますので、これが、15人なのか20人なのかは分からないが、そういうことで、数字を入れ、「かつ、全教科で教員を配置できる規模を目安とする」というのがいいと思いますけれどもいかがですか。

(議長) いくつかありますが、まず、基本的に2学級で、学級の人数を示すことができますか。

(事務局) 現行の制度ですと、今、中学校でも35人学級という形で運用されつつありますが、そうなりますと、36人いないと2クラスには出来ないというような状況になるかと思います。それでも、35人以下であったとしても、2クラスにどうしてもしたいんだということであれば、現行制度ですと、教職員の人数は余分に充てられません。2学級分はこないけれども、増置教員を活用して、学級を開くことは可能かと思いますが、必然的に教職員数は減るところになりますので、数字の問題だけでいくと、36人というのが、今後2学級にするための最低の人数というところで認識しております。

(委員C) そうすると、2学級とすると1学級あたり18人が許容ということですか。

(事務局) 許容というか、作り方としてはそのようになります。

(教育長) 今後、中学校の1学級の人数が、まだ正式に決まっておらず変化していく。35人になるというのが、法律で決まっていないので、ここで数字を何人と出してしまうのは、これが流動的なので、難しいなというふうに思います。小学校は、単学級ならば35人までと決まっているので、1人から35人のうちの何人と決めることは可能だが、中学校の場合、2学級というところをベースにしてあるので、2つに割らないといけません。では、36で割るのか、というところになりますので、中学校の場合、人数というのは難しいというふうに考えます。

(議長) 小学校で15人と言っているのは、学級編成基準とは関係ない、かなり低い数であります。ただ、35人とする、いろいろ差し障りがあるのでは。例えば、30人でも2学級にできるのではないか。そうすると2学級と記載することが適切かというところ。標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）上の2学級というところだと思います。

(委員C) その裁量的な裏側の話しは、教育委員会の方々しかわからないですね。許容できる人数と言っている、何か工夫して数字を入れた方が、協議するうえで素人は分かりやすいと思います。

(事務局) 現行では、1クラス40人ということです。例えば、2クラス以上にするには41人以上です。ですから、普通に考えると20人から21人という数字になろうと思います。ただ、それを記載してしまいますと、今度、例えば35人で1クラスですよっていうことになった場合に、36人になった場合に、2クラスに分けると。そのとき、その基準は下回ってしまうということ。あとは、40人のままで

あって、35 人、36 人を 2 クラスに割るということになった場合に、今度、教職員が配置できないということが出てくるということになります。ですので、教育長からもお話があったように、変なタイミングになってしまってる状態なんですが、よろしければ、中学校の方は学級数という形で、記載をさせていただければというふうに思います。

(委員 C) 学級数で、1 クラスはこの場合は何人になるんですか。

(事務局) 現在は、まだ 40 人までで 1 クラスになります。

(議 長) 小学校何年生までは千葉県では 35 人ですか。

(事務局) 小学校 6 年生までは 35 人になりました。

(議 長) 中学生はどうですか。

(事務局) 中学生はまだです。

(委員 C) そうすると小学校 15 人と書いてあるのは、これはどういうことになるんですか。

(事務局) 小学校につきましては、本市に限らず小規模化している学校が増えています。今までの基準からすると、ほとんどの学校が統合ですよっていうことになってしまいうんですけれども、地元の方のご意見とか色々ありますので、各学年 1 学級になるんですけれども、何人までだったら、統合をしないでもっていうのを、皆さまにアンケートした中で、15 人ぐらいだったら、まだ賑やかなんじゃないのというのが、一番、保護者の方とか、地域の方のお答えが多かったというところになります。

(事務局) 小学校の方では、先ほどあったように、法律の方で 35 人学級が順次。今年、小学校 6 年生までは、法律で 35 人ということで確定をしました。中学校では、本来であれば 1 学級 40 人という人数なんだけれども、弾力という、千葉県では 38 人でもいいですよという形をとっております。

(委員 C) それは、1 クラスですか。

(事務局) はい。(中学校) 1 年生は 35 人。これは、千葉県独自で、法律の中でも記載されているように、都道府県でそういう基準を決めていいですよというものが、もうひとつ規定としてあります。ですので、都道府県によっては違う人数でやっている都道府県がございます。法律の数字が変わってしまいますと、この何学級っていう基準が変わってしまうわけです。そして、この先、短期間で、皆さんが審議していただいた次期基本計画を変更するということは、あんまり考えられない状況であること。それから、大元の人数がこうやって、振り回されてしまうと、このそのものが変わってしまいますし、なんといってもアンケートで出てきたのは、中学生においては発達基準の関係から、クラス替えができるという基準で、それが一番多かったというふうに思ってますので、クラス替えができるということは、2 学級以上っていう解釈ができるかと思います。ですので、ここでは人数を入れてしまいますと、逆に、この後、法律が変わってしまった場合に、混乱を招いてしまう可能性がありますので、ここでは、人数を入れずに、クラス替えが

できる基準ということで2学級ということが適当かと思います。

(委員C) わかりました。そうすると、過渡期だと。法律そのものが、動いてしまう可能性があることから、今回の場合はクラス数を重視して記載するということですね。

(委員D) 法律によるというのを、入れてはどうですか。

(事務局) 法律の方もだいぶ揺れているというのは、正直なところですよ。教員の負担軽減ということを考えると、教員を多く入れましょうという議論があって、教員の給料もあげましょうという議論があるんですけども。もうひとつ、皆さんから指摘があったように、教員のなり手がいないというような、増やしたいけどなり手がいないという状態が、現在の状況なんです。ですので、1学級の人数を減らしたいんだけど、それだけの教員を確保できないという状況が、現在起こっているんで、この先、国の方でかなり議論が展開されているというのはリサーチしているところでございます。

(委員C) 小学校は1クラスで15人というのは、法律違反ではないのですか。

(事務局) 小学校の方は、1学級は35人ということで、これまで毎年1年生から順に改正され、今年度、6年生までが全部35人になりました。これは、国の法律の方で35人という形で来ていると。皆さんで議論していただいた15人については、アンケートの結果と、それから協働的な学びをするための、いろいろなグループ編成を作ったりだとか、それから体育を授業やったりだとかということを考えたときに、1学級はやはり15人いないと、充実した学びといえないのではないかと議論の中で、15人という数字を決めていただいたというところですよ。

(委員C) 法律の35人というのは、下回っている前提でということですか。

(議長) 1学級というところですよ。0.5学級(複式学級)になってしまう基準というのは、もっと下の人数ですよ。

(事務局) 複式学級は、2学年合わせて16人ですよ。

(議長) この部分は、このままの方がわかりやすいのではないかと思います。もちろん法律によることは決まっていますので。

(議長) もうひとつですが、中学校で、「全教科で教員を配置できる規模を目安とする」とありますが、これは「かつ」ですよ。「各学年2学級、かつ、全教科で教員を配置できる規模を目安とする」でよろしいですか。そうすると、6学級あれば、全教科で教員を配置できるという条件は、両方成り立つと考えてよろしいですか。

(事務局) 中学校で、現状の教科ですと、いわゆる9教科と言われます。その中で、技術と家庭科は、今の段階では一緒の教科、ひとつのくくりですが、別々の教員が教えることが多くあります。ですのでトータルで10教科。各学年2学級ですと、3学年で6学級。プラス、今の法律ですけれども、中学校には増置教員の制度がありまして、この6学級規模ですと5人の増置教員がつきます。ですので、6学級の学級担任6人に増置教員5人の11人。教頭も授業ができますので、あわせて12人。この12名を10教科に割り振るとなると、数字の上では全教科を上手く

組み合わせれば、全教科の免許を持つ教員を組み合わせることができます。

(議 長) 例えば、国語の先生は、国語は（1学級あたり）週4時間。なので6学級で24時間。24時間を1人の先生が、受け持つのは不可能。なので、音楽の先生は、6学級あれば、（1学級あたり）週に1時間しかないので、6コマしかない音楽の先生が、国語の授業を少しやるとか。そういった工夫の中であれば、6学級あれば、なんとかカバーできるということです。24時間やっていますか。

(事務局) 現状、教科だけでその数字を持つ教員は少ないと思います。

(議 長) 24時間あって、学級担任をもっていれば、道徳があつたり、学級活動があつたりと。そうすると働き方改革に反してしまうと。逆にいうと、5学級になってしまうとこの状況は成立しないと考えていいですか。

(事務局) 5学級ですと、学級担任が1人減りますので、先ほどの増置教員が5人というふうになったとしても、合わせて11人ですので、かなり厳しい状況であると認識しております。

(議 長) 「かつ」を入れて、両方の条件を満たさなければ下限としないわけです。

(委員C) そうすると、本納中学校はどうなるのですか。別の意味で、本納中学校はそのまま生かすという市の方針がありますよね。

(議 長) これが難しい問題で、教員というのが何を指すのかという。つまり非常勤で教科だけをしてくれる先生を連れてくる以外、正規の教育課程を実行するための方法はないですね。

(委員C) 加えて、先生方の給料の費用負担が、県なのか市なのかということもあると。

(議 長) 県負担の非常勤講師があると思います。

(事務局) 今、5学級では満たさないよねというような、中村会長からお話がありましたけれども。実は、このクラス替えができるということで、議論いただきましたので、ここでは特別支援学級の学級数は見込んでおりません。特別支援学級については、本来は、通常の教科をやらないで、自分の学級の子供たちの面倒見るので、普通は手がいっぱいになるはずなんです。他のお子さんよりも、配慮を持って教育にあたらなければいけないというお子さんを預っているわけですので。それで手いっぱいになるんですけれども。ただ、そこに在籍する児童生徒の状況によって、その児童生徒が、通常の学級の方と一緒に、この授業だけは一緒にやりましょうという教科が、存在する場合がありますので、そういった場合に、その特別支援学級の先生が、他の教科の免許をお持ちであれば、その時間、その授業をすることができたりだとか。それから、教員によっては、複数の教科の授業免許をお持ちの方が、この長生管内にもおりますので、本納中学校においては、この複数の教科の免許をお持ちの先生が、多数在籍をして、6学級であっても、複数の教科を上手く回してやっていくというようなことで、配慮をいただいております。また、小学校と中学校で、相互の乗入れ授業をしております。小学校の先生の中には、中学校の免許をお持ちの方もいらっしゃいますので、小学校の先生が中学校の方に出向いて、中学校の授業をやるということが可能になっているので、

そういったことも想定できます。ですので、中村会長からあったように、「かつ」という表現があれば、両方の条件を満たしていなければならないというふうになります。ですので、一概に何学級だから、全教科に配置できないというふうに、スパッと切れるような数字というのは、存在しないということになってしまいますので、その学校の状況を総合的に判断して行くことと、この2つの条件で見ていくというようなかたちの記載が一番適切かと思います。

(議長) つまり、数ですので、「全教科で教員を配置できる規模を目安にする」というのは、当然そうありたいということ、教育委員会に頑張ってくださいというそういったメッセージであるというふうに考えていただければと思います。

(議長) それでは、4ページと5ページはこれでよろしいですか。

《出席委員の領きあり》

(議長) 続きまして、6ページ、7ページですね。この部分で何かありますか。

(委員C) 7ページなんですけれども、「(2) 中学校を枠組みとした地域懇談会」の記述の中なんですけど、しつこいようなんですけど、前の会議でも、学校再編の必要性があってもなくとも、日頃から、主体地域ということで、「日頃から」という言葉をどこかにはめ込んでいただきたい。つまり、全中学校区に、毎年、「この中学校区は今こういう状況ですよ。」というのを学校再編だけではなくて、その他の問題も含めての話になるかと思っています。今、総合計画の審議会もやっていますけれども、やはりこの地域懇談会の受け皿で一番、個人的に思うのは、やはりコミュニティ・スクールかなというふうに思っております。コミュニティ・スクールが、教育委員会としても、或いは茂原市としても、今後5年間の中で、ぜひ実現したいというふうな政策のひとつであるということ。実は、これによって、前々から思ってるんですが、今、子ども会は、存続しているのが、全児童の10パーセントぐらいです。それから、自治会代表の委員が、3名いらしていますけれども、自治会の加入率が、去年、一昨年ぐらいで、もう50パーセントを切っている状況なんです。それで、地域から見たときに、少子化が学校を遠くしちゃっているんです。ですから、地域との関わり合いと、それから学校との関わり合い、それがすごく希薄になってしまい、その地域の活性化を妨げる大きな原因の1つになっているのではないかと思います。ですから、学校再編もさることながら、これからコミュニティ・スクールが、開かれた学校、要するに地域と共に運営をしていくと。こういうふうなことが、当たり前のような茂原市にしていきたいなというふうに前々から思っております。それからもうひとつはですね、今度、総合計画でウェルビーイングの指標を初めて採用するが、これがどうなっているのかわからないけれども、茂原市の教育に対する指標。指標は、2つあるんですけども。客観的なものと、主観的なものと。このギャップが激しいのは、やはり教育環境だとか、或いはその評価が低い教育の項目がある。私自身は、茂原市の教育の水準は、比較的高い方かなというふうに前々から思っていたし、自分が生まれ育ったまちだからそう言ってるわけじゃないんですけれども。これだけのものをコミュニティ・スクールで、地域と学校を結ぶことによって、また、それが各中学校区ごとに、それぞれ、地域と学校が協議して、特色のある中学校区を形成していただける茂原市であって欲しいなという、2つの理由から、学校と地域のコミュニケーションを、少子化を逆手にとって、或いは学校再編を逆手にとって、そういう環境を作ってほしいなというふうに思っています。いかがですか。そん

な意味で、「日頃から」コミュニケーションをとれるようなスタイルをとっていただければと思います。

(議 長) ありがとうございます。確か、欠席された委員の意見でしたか。下限になってからでは、遅いというようなご意見もありましたので、是非この部分は、C委員からもありましたように、「定期的に」というような捉え方よりもさらに踏み込んだ書き方を望まれるということです。

(事務局) これまで、「学校再編の進め方」の審議の中でも、こちらでは、「平常時から」という言葉を使わせていただきましたけれども、日頃からというところを、念頭に置きながら、審議を、こちらもそういう思いでやってきておりますので、「日頃から」という文言を追加するのは、非常に良いことかなと思っております。ですので、例えば、この 7 ページ (2) の文中であれば、「中学校区を枠組みとした地域懇談会を日頃から定期的に開催し・・・」という形で、ここに日頃からという言葉を入れ込むのはいかがかなと思います。

(議 長) いかがですか。

《反対の声なし》

(議 長) それでは、そのような書き方に修正していただくと思います。他にいかがですか。

(委員 D) 7 ページ (2) 中学校区を枠組みとした地域懇談会のところですが、骨子の中に盛り込まなくてもいいんですが、中学校区ということで、小学校区の関係者も参加してくださると思うんですが、学校関係者が自分たちの学校のことを共有すると書いてありますけども、いろいろと、こう明かさないといけないことになってしまう場面があると思います。先ほど、B 委員と同じ会議に出させてもらったことがあるんですが、該当中学校区の校長先生も、私の地元の中学校の先生も、自分たちの学校の、今抱えている課題などを話してくださることがあります。それで、この参加する委員の方の質や雰囲気によってしまうが、結局、学校側が抱える問題に関して、どうしてもそこが改善できないのかという雰囲気になると。これは、学校再編の、協働の為の、地域懇談会の主旨と変わってきてしまうと思う。ですから、ここの地域懇談会に関しては、プライベートな学校の中のこと、人数にしても、プライベートのことも言うてくる可能性もありますし。再編とは関係ないような内容のことで、学校側がどうしても話しをしなければならなくなってしまうかもしれない。また、その内容の一部だけが、一人歩きして、「地元で聞いたんだけど、こういうことが学校であるらしいよ」とか「不登校が何人いるんだって」とか。そういうような、方向にいつてしまうことも考えられます。なので地域懇談会というのは、課題を皆さんで、対応策を考えるということになっているんですが、先の話かもしれないが、内容や方向性をすごく気をつけた懇談会にしていけたらいいなと思います。

(議 長) ありがとうございます。ともすると、学校で行っていることを批判するような会にならないように、建設的な会議の場になるように、十分に配慮しつつ開催していただきたいと思います。

(委員 A) 中学校区を基本とした学校再編なんですが、これは中学校区から外れているような、再編できないような小学校はあるんですか。大体みんな中学校区に該当する

ような小学校になっているのですか。

(事務局) 中学校区で小中一貫教育を推進するという中で、中学校区という枠組みで、考えていこうというのが、第一にある中で、やはり、これまでの議会の中でもお話ししましたように、中学校区が分かれてしまうというところもあります。他にも中学校区の人数を数値的に並べてみると、片方の中学は人がいっぱいいて、片方の中学は人が少ないというようなところも、やはり出てきてしまうと思います。そこは、地域協働の話し合いの中で、どういう方向が良いのかというところを、こちらにもいろいろな案を出しながら、皆さんと一緒に考えていくような形になろうかと思っています。

(委員A) 外れるところは話し合いということですね。

(事務局) 現段階では、ここというものはございません。

(議長) 中学校の枠組みで考えていくということです。

(委員E) 地域懇談会の事務局のようなところは、どこが持つようなかたちを想定しているのか。実際に会議を行うにしても、どこが音頭をとってやっていくのかななどを教えていただければと思います。

(事務局) 答えから言いますと、やはり、教育委員会がある程度音頭をとってやっていくことになろうかと思っています。ただ、地域での話し合いを主体にしたいと思っておりますので、協働という考え方で、教育委員会ばかりが指導権を握ってやるのではなくてというところで考えています。

(委員E) トリガーのようなものは、教育委員会が作ってくれるようなかたちとっていいんですか。

(事務局) はい。そうです。

(議長) 8ページにあります、我々、審議会としては、こういうことを進めるにあたって、教職員の負担が増えないようにとういうことも要望事項として提出します。他にいかがですか。

(議長) では、6ページ、7ページはよろしいですか。

《出席委員の頷きあり》

(議長) それでは8ページに移ります。ご意見があればお願いします。

(委員D) 8ページの「その他（審議会からの要望事項について）」のところに、前回の会議で申し上げた、教員の加配やスクールサポーターを置いていただくように書いていただこうかと思ったが、よく読ませていただいたら、次期学校再編基本計画の骨子以外と括弧で書いてありましたので、これは再編に限ることではないんだなと思いました。先ほど事務局が説明してくださったように、3ページの「2.（2）再編にあたっての配慮」というところで、教員のことも含めています。上から3番目のところに、不登校への子供の配慮や、教員を元の学校から継続し

て配属してくださるなどを含めっていると、教えていただきましたが、そこに環境が変わる子供たちとか、先生方への配慮ということで、加配とかも含んでくださるといいなと思っております。そして、この骨子案を読ませていただいて、本当に理想の詰め込まれた、こうなったらいいなという事が書いてあり、現実には難しいんだろうけども、でも、やはり理想とかも含まれてないといけないと思ったので、素晴らしいと思ったんですが、こういうことを市が、本市が小中一貫教育を推進していてということで、基本計画というのが存在しているということを、現場で働く先生方にも周知していただけたらと思います。そして、前回の保護者アンケートの298件の自由記述欄の中に、例えばグラウンドとか、体育館が本納小と本納中ではかち合っちゃって利用が制限されてしまった事例とか。校庭の遊具なんかも曜日指定で、毎日遊べる他の小学校とは違うことになってしまっている現実とか。学童クラブが中学校の校舎にあって、それだけでなくとも小学生はほんとに賑やかで元気なのに、勉強していると中学生に対する騒音問題ということもアンケートの中にありました。ですから、そういうデメリットとか課題というのも実は生じているということも、把握しておかなければいけないと思いました。ですから、先生方とか親御さんの言葉というのは、すごく大事で、新しく来た子供たちに、うるさいねとか、そういうイメージで子供たちに話すのではなくて、先生方にも統合とか再編、小中一貫教育に対する講習や研修のようなことを、市の方で実施していただけたらと思います。そうすると、長生郡市という枠で教員はいますので、今は他市で働いている先生たちも、次は、茂原の小中一貫教育の推進の中に組込まれ働いて下さる可能性がありますので、できましたら、毎年、こういう計画があって、茂原市一丸となって、再編するときは心持を一緒にして子供たちに対応していただきたいという、先生方の心構えのようなものを講習していただければと思います。それと、不登校の件ですが、大体、先生と合わないとか、学校でいじめがあったとかって学校の中のせいにされることが、とても多いと思うんですが、この間、「いのちの電話」を受けている方たちの講習会を受けました。その中で、子供たちの数多い声をいのちの電話の受け手の方たちは聞いているんですが、一番学校に行けなくなってしまう例の、一番多いのは実母でした。ですから、子供たちは表面的には学校でいじめられたとか、先生が何か言ったとか、と言うと思うんですが、いのちの電話の中でよく話を聞いて、自分の身も明かさず、いつでも好きな時に（電話を）切ってもいいという状況・環境の中で話をするという電話なんですけど、その中では、実母が一番多いという話を聞いてきましたので、それが子供たちの表に出ない、真の声なんだと思って聞いてきました。

（議 長）今の件は、お願いということでよろしいですか。

（委員D）はい。お願いします。

（議 長）他にいかがですか。

（議 長）学区の件で、学校再編と切り離して検討してはどうかという意見があったようですが。これについては、現状、その再編計画の中で考えていくということの方が適切なのかなと私は思いますけれども、教育委員会として、そこを切り離して検討するという考え方はありますか。

（事務局）基本的には、2つの学校を一緒にするということですから、それぞれの学区を合わせて、ということかなというふうには考えております。ただ、あまりにも通

学の距離が、ということであった場合には、遠くなってしまう子供たちに対してのスクールバスだとか、そういった配慮はしなければいけないというふうに考えております。

(議 長) 現状、再編の取組の中で検討していくということで、学区が中学校区2つに分かれてしまうような部分もあるようですけども、そこについても、再編の中で上手く解消を図るということです。

8ページについて、他に何かありますか。

(議 長) それでは、全体を通して何かありますか。

(委員F) ひとつよろしいですか。4ページの中で、「3. (3) 教育施設等の充実」の一行目ですが、「・・・統合校の施設・設備の改修に努める。」とありますが、場合によっては、今ある校舎を改修ではなく、新しく校舎を作り直すとか、そういう考えは全くないんですか。基本的には、例えば、耐震補強などはして、建物そのものは大丈夫なようになっていると思うんですが。そういう観点ではなく、地域性というか、かなり遠くなってしまうとか、そのような事情があって、こういう場合には新しく校舎を作りましょうかと、そういう考えっていうのはないのですか。

(事務局) 個人的な意見で申し訳ないんですけども。子供たちには、新しい校舎、綺麗な校舎というのはもちろん望んでいます。しかし、やはり財政的な部分、それと場所の確保というのが、非常に難しくなっています。ただ、委員のご指摘の通り、今ある校舎について改修であったり、補強だったりというのは、いずれ限界が来るようになります。その場合でも、場所については、現状の場所で、例えば、校舎を建替えないといけないなどが出てくる可能性は十分あると思います。やはり、現状の校舎というのは、だいぶ年数が経っておりますので、それが向こう50年、100年大丈夫かと言われると、補強・改修をしても、やはり限度というのがありますので。そういった面では、可能性としてなくはないんですが、その場合にも、場所としては、やはり立地の確保っていうのは、非常に難しいところもありますので。まず、第一に考えるのは、現在の場所だというふうになってしまうのではないかと考えています。

(議 長) できるだけ、綺麗な施設・設備を用意していただけるようお願いをしたいと思います。用地買収もあると時間を要するでしょう。他よろしいですか。

(議 長) それでは、以上で、「次期学校再編基本計画の骨子(案)について」決定をしたいと思いますがよろしいですか。

《出席委員の頷きあり》

(議 長) それでは、最終的な軽微な字句の修正等ありましたら会長・副会長で対応させていただきたいと思います。ひとつだけご了解をいただきまして、以上で一連の審議会の審議は終了となります。

4 その他

(議 長) 「4 その他」として、皆様から何かございますか。

(事務局) すみません私の方から、今後のスケジュールについて、ご案内をさせていただきたいと思います。本日、決定をいただきました「次期学校再編基本計画の骨子」になりますけれども、これは先ほど会長がおっしゃられたように、字句の最終確認をします。それが終わりましたら、答申書という形になりまして、審議会から教育長へ提出をして行くというような流れになります。その答申書の提出につきましては、中村会長と中田副会長のお二人で、対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。その日程ですけれども、8月22日の金曜日を答申書の提出日と予定をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。そして、この答申書の受け渡し後ですけれども、今後、教育委員会におきまして、この答申内容をもとにしまして、各中学校区の方に展開いたしまして、タウンミーティングというものを行っていききたいというふうに思っております。タウンミーティングで、フリーで住民の方のご意見等を伺いまして、今年度中に、この次期基本計画の素案を作成して行きたいというふうに思います。そして、年度が変わりまして、令和8年度に入りましたら、今、市長部局の方で、茂原市の後期基本計画の方を策定しておるかと思っておりますので、そちらで、最新の茂原市の人口ビジョンというものが示されますので、最新の人口ビジョンに基づいて、児童生徒の推計をかけます。その最新の推計を入れ込んだ、次期基本計画を作っていきます。その後に、パブリックコメントなどを行ないまして、令和8年の9月までには、計画を策定したいというふうなイメージで、進めていきたいと思っております。スケジュールの方は以上でございますけれども、今回のこの一連の審議会は、本日をもって、終結と言うことになろうかと思っております。ただし、委員の皆様の任期が令和8年9月19日までになっておりますので、それまでの間に学校再編に関するような審議事項が生じた場合には、また召集をさせていただいて、お話をさせていただくということになりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

(議長) それでは、最終的な軽微な字句の修正等ありましたら会長・副会長で対応させていただきたいと思います。ひとつだけご了解をいただきまして、以上で一連の審議会の審議は終了となります。

(委員C) 審議内容は、タウンミーティングやパブリックコメントで、どのような反応、どのような修正があるのかないのか、現段階では分かりませんが、いずれにせよ、骨子案をベースにあと2回、大きな活動をして計画を策定するということはわかりましたが、審議会として、その経過内容を含めて、この任期までにもう1回、ぜひ招集して、その結果等を説明していただきたいなというふうに思います。

(議長) ではそのように、機会を設けていただきまして、また進捗状況を教えていただきたいと思います。

(議長) それでは、まとめました骨子案につきましては、副会長と私で8月22日に教育長にお渡しするとさせていただきたいと思います。以上で本日の議事はすべて終了しましたので、これで議長の任を解かせていただきます。事務局にお返しいたします。

5 閉会

(司会) 本日の審議をもちまして、教育委員会からの諮問に対する、一連の審議が終了と

(会 長)

(教育長)